

大相模調節池水辺活用調整協議会

第3回協議会

日時：令和4年7月20日（水）午後4時から

会場：水辺のまちづくり館

次 第

1、開会

2、あいさつ

3、議事

- (1) 都市・地域再生等利用区域の指定について
- (2) 施設使用候補者の募集結果について
- (3) 今後の事業の進め方について

4、その他

<配布資料>

- 資料1 河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について
- 資料2 施設使用候補者の選定について
- 資料3 (仮称)大相模調節池河畔 施設使用候補者募集要項

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第22第1項及び第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、当該都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を次のとおり定める。

令和4年6月24日

埼玉県知事 大野 元 裕



第1 都市・地域再生等利用区域

一級河川利根川水系元荒川の河川区域内で別図に示す区域（大相模調節池内）

第2 都市・地域再生等占有方針

1 都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設

広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む）、これらの施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、切符売場、日よけ、船上食事施設、及びその他都市及び地域の再生等のために利用する施設。

2 許可方針

- (1) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- (2) 占有許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占有の許可を受けた施設（以下「占有施設」という。）に関する苦情があった場合には、都市・地域再生等占有主体が解決に努めること。
- (3) 占有施設及びその周辺においては、水難事故、転落事故、その他占有施設の運営・管理上の事故に対する対策を講じるとともに、清潔の保持及び周辺への騒音の抑制等の環境の保全に努めること。
- (4) 洪水、暴風雨、地震、その他の原因による危険の恐れ又は異常な状態が生じた場合は、占有施設の使用を中止し、利用者等を円滑に避難させること。
- (5) 建築物及び工作物等の設置に当たっては、法令等を遵守するとともに、河川管理者と協議の上、治水上又は利水上の支障を生じないもので、安全構造上問題のないものとする。
- (6) 施設使用者に占有施設を使用させる場合は、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。

- (7) 施設使用者に占有施設を使用させることにより施設利用料を得る場合には、その収入は当該占有許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- (8) 施設利用料の徴収及び活用状況を河川管理者に年1回以上で河川管理者が定める回数報告すること。
- (9) 標準的な許可条件は、次のとおりとする。
- ア 標識等の設置
許可を受けた者は、越谷県土整備事務所長（以下「所長」という。）の指示により許可期間中は占有区域を明示する杭を設置するとともに、所定事項を記載した標識を設置すること。
- イ 法令等の遵守
許可を受けた者は、占有又は工事に当たり、河川法等の法令の規定及び次のウからソに掲げる条件を遵守すること。
- ウ 工事費用等の負担
工事の施工及び占有に要する費用は、許可を受けた者が負担すること。
- エ 工事の施工
工事の施工に当たっては、所長の指示に従うこと。
- オ 工事の着手等の届出
許可を受けた者は、工事に着手するとき及び完了したときは所長に届け出て、検査を受けること。
- カ 第三者への損害
工事施行中又は占有が原因し、第三者に損害を与えた場合は、許可を受けた者が解決に当たること。
- キ 河川管理施設の損傷
許可を受けた者は、河川管理施設を損傷したときは、速やかに所長に届け出て、その指示に従うこと。当該河川管理施設の原状回復に要する費用は許可を受けた者が負担すること。
- ク 工作物等の撤去計画書
工作物等を設置する場合、簡易的な構造で増水時には直ちに撤去できる構造とするとともに、増水に備えた撤去計画書を作成すること。
必要やむを得ない理由により、堅固な工作物を設置する場合には、河川管理者と十分に事前協議を行うこと。なお、この場合についても、増水に備えた撤去計画書を作成すること。
- ケ 利用者の安全確保
水難事故や利用区域内の交通事故等が発生しないように注意喚起や避難指示を適時・的確に行うなど利用者の安全確保に万全を期すこと。
- コ 管理責任者
許可を受けた者は、工作物の管理責任者を定めて所長に届け出ること。
- サ 許可の取消し等
次の（ア）又は（イ）に該当するときは、所長は、許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、この条件を変更し、又は新たに条件を付し、若しくは必要な施設の措置を命ずることがある。この場合は、その処分に従うこと。

- (ア) 河川法、これに基づく法令、県の条例若しくは規則又はこの許可条件に違反したとき。
 - (イ) 占用又は工事が、河川管理上の支障を生じることとなったとき、河川工事上の支障があるとき、又は公益上の支障があるとき。
- シ 許可の取消し、原状回復措置等
- 許可の取消し又は許可を受けた行為の廃止があったとき、その他、河川管理者の指示があったときは、所長の指示するところにより許可を受けた者の費用の負担において、河川を原状に回復すること。また、当該原状回復終了後は、所長の検査を受けること。
- ス 事実変更の届出
- 許可を受けた者が次の(ア)又は(イ)に該当するときは、その事実の生じた日から15日以内に所長に届け出ること。
- (ア) 住所又は氏名(法人にあっては、その名称)を変更したとき。
 - (イ) 許可を受けた行為を廃止したとき。
- セ 許可の内容の変更
- 許可を受けた者が許可の内容を変更しようとするときは、改めて許可の申請をすること。
- ソ 更新の手続
- 占用期間が満了し、なお引き続き占用しようとする場合は、占用期間満了前30日までに改めて許可の申請をすること。

第3 都市・地域再生等占用主体

1 都市・地域再生等占用主体

都市・地域再生等占用主体は越谷市(準則第2第4項第1号に掲げる者のうち準則第6第1号に掲げる占用主体)とする。

2 施設使用者の要件

施設使用者は、次のアからエに掲げる事由のいずれにも該当しない者でなければならない。

- ア 成年被後見人若しくは被保佐人又破産者で復権を得ない者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者
 - (ア) 法第2条第6号に定める暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)
 - (イ) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ※ 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」という。
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

ウ 次の（ア）又は（イ）に掲げる税金を滞納している者

（ア） 法人等の場合

法人税、消費税及び地方消費税

主たる事業所のある都道府県における都道府県民税及び法人事業税

主たる事業所のある市町村における市町村民税

（イ） 個人事業主の場合

所得税、消費税及び地方消費税

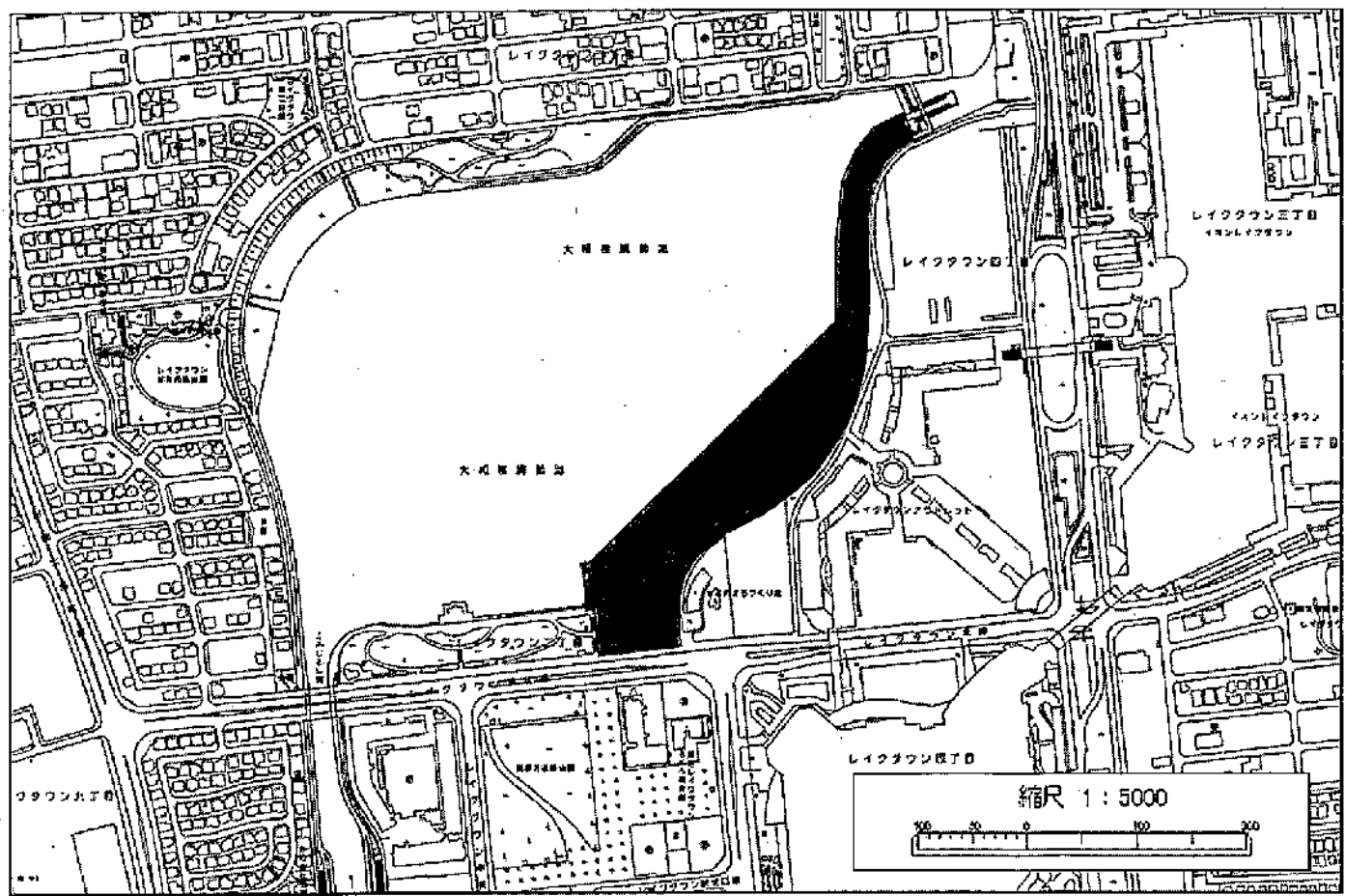
主たる事業所のある都道府県における都道府県民税及び個人事業税

主たる事業所のある市町村における市町村民税

エ 法令等の規定により許認可が必要とされる場合において、許認可等の条件となる免許を有していない者

※ 施設使用者とは、準則第25第1項及び第3項の規定に基づき、都市・地域再生等占用施設について公的占有者と使用契約を締結して使用する者をいう。

都市・地域再生等利用区域 平面図



施設使用候補者の選定について

■経緯

5月18日	第2回協議会で募集要項案提示、協議
5月30日	越谷市公式ホームページ等で募集開始
6月16日	募集締切 応募：1者
6月24日	書類審査、プレゼンテーション審査を実施
6月30日	イオンモール株式会社を施設使用候補者に決定

■審査方法（(仮称)大相模調節池河畔施設使用候補者募集要項9ページより抜粋）

提出された企画提案書等に関するプレゼンテーションおよびヒアリングを実施し、下記「審査基準」に基づき審査します。得点が最も高い者を施設使用候補者、次点の者を次点候補者とします。プレゼンテーションとヒアリングをあわせて一者につき30分程度行います。なお、配点全体の6割を合格基準点とし、審査の結果合格基準点を満たす者がいないときは、施設使用候補者を選定しないこととします。

■審査基準（同上）

項目	審査の視点	配点
①事業全体のコンセプト、事業の安定性・継続性	本事業の目的を理解し、達成が期待できる内容や体制の提案となっているか	20点
②整備内容、良好な水辺と都市空間の形成	提案する事業区域全体の活用イメージが明確であり、利用者にとって安全で使いやすく、好感を得られる空間の形成を期待できる提案となっているか 「2、事業方針」の「(1)良好な水辺と都市空間の形成」で目指すこととしている内容の具体的な記述があり、取り組みの実現性や効果が期待できる提案となっているか。	20点
③にぎわいの創出	「2、事業方針」の「(2) にぎわいの創出」～「(4) 魅力の発信」で目指すこととしている内容の具体的な記述があり、取り組みの実現性や効果が期待できる提案となっているか。	20点
④地域との連携による魅力の向上		30点
⑤魅力の発信		10点
合計		100点

(仮称) 大相模調節池河畔
施設使用候補者募集要項

1、趣旨

越谷レイクタウンは、治水対策を目的とした調節池（大相模調節池）の建設と新市街地整備を一体的に実施する「レイクタウン整備事業」として昭和63年に事業採択され、平成20年の「まちびらき」以来、多くの住宅や大型の商業施設が建てられてきました。大相模調節池は市内の浸水被害を防ぐための調節池としての役割のほか、河川敷地には芝生や栈橋等が設置された貴重な水辺空間として人々の憩いの場および多くの人が集まり交流するにぎわいの場として親しまれています。

越谷市では、平成23年の河川敷地占用許可準則の改正による河川のオープン化の趣旨を踏まえ、大相模調節池の水辺空間を活かした地域の活性化に取り組み、魅力ある水辺空間づくりに向けて民間資金や経営ノウハウを活用した整備を進めるため、令和4年1月に埼玉県「水辺deベンチャーチャレンジ」に事業登録しました。また、同年3月に「大相模調節池水辺活用調整協議会」（以下「協議会」という。）を立ち上げ、協議会での合意のもと、河川敷地の一部について、民間事業者等による営業活動が可能となる「都市・地域再生等利用区域」（以下「利用区域」という。）に指定することについて協議し、合意されました。

この度、協議会で合意された内容を基に、水辺活用の事業を実施する候補となる者（以下「施設使用候補者」という。）を企画提案により公募します。

2、事業方針

本事業では、「元荒川／大相模調節池 水辺deベンチャー計画」を基に、水辺の利活用について以下の方針を定めます。

(1) 良好な水辺と都市空間の形成

大相模調節池をはじめ、既存ストックを活用し、より快適な都市空間の形成を目指します。

(2) にぎわいの創出

飲食店や売店等の施設整備のほか、水辺を活用したイベント等の企画・運営による、にぎわいの創出を目指します。

(3) 地域との連携による魅力の向上

官民連携や市内事業者とのパートナーシップを構築し、水辺の魅力の向上を目指します。

(4) 魅力の発信

水辺の活用等に関する情報を発信し、水辺や地域の魅力が広く認知され、共感を生む取組みを目指します。

3、事業内容

本事業は、埼玉県が管理する河川敷地を市が占用し、市と施設使用候補者が、施設の使用期間や使用する区域（以下「事業区域」という。）等を定める施設使用契約を結んだうえ（施設使用契約の締結により、正式に「施設使用者」となります）で、施設使用者が「2、事業方針」に基づく建築物および工作物ならびにそれらの運営に必要となる供給設備（電気・上下水道など）を設置し、管理運営を行うものです。

設置が可能となるものについては、河川敷地占用許可準則第二十二の3の各号に掲げるもののうち、利用区域の指定に向け協議会で合意された施設とします。

上記を踏まえ、下記の(1)~(5)に掲げる内容の事業をすべて実施してください。

(1) 良好な水辺と都市空間の形成

- ・大相模調節池周辺の快適性や滞在時間の向上等を目的とした環境整備を行うこと。
- ・利用区域および周辺の環境美化に取り組むこと。

(2) にぎわいの創出

- ・飲食店や売店等を誘致又は自ら設置・運営し、設計を含む出店の計画・調整・管理等を行うことで、地域のにぎわいや交流の拠点となる事業を行うこと。
- ・水辺の景観や特徴を活かした体験型・着地型コンテンツおよびイベント等の企画・運営に係る調整等を行うこと。

(3) 地域との連携による魅力の向上

- ・水辺と「防災」、「教育」、「環境」、「経済振興」、「健康」などの分野で地域の価値を高める取組みを企画・運営すること。
- ・地元事業者、住民、団体、行政などが持つアイデア、スキル、ネットワークを活かし、水辺をフィールドに、越谷市全体への波及効果につながる“まちづくり”を推進する視点に立った事業を実施すること。

(4) 魅力の発信

- ・(1)~(3)の事業に係る情報の発信を広く行うこと。
- ・WEBやSNS等を活用し、若者および子育て世代、地域との情報共有を積極的に行う仕組みを構築すること。

(5) 事業に関する報告等

- ・年1回以上、事業計画書および実績報告書を本市に提出するとともに、協議会に出席し、運営状況に関する報告を行い、意見を聴取し運営の参考とすること。また、協議会の求めに応じ、事業について必要な説明を行うこと。
- ・施設の利用状況等の報告を毎月、市に対し行うこと。

4、対象となる区域

(1) 対象となる区域

事業の企画提案を行う対象となる区域は、越谷市レイクタウン2丁目内大相模調節池および河畔の一部で、別紙1に示す区域とします。

(2) 面積

約31,000㎡

5、事業の実施に関する条件

事業を行うにあたっては、以下の条件があります。

(1) 事業期間

施設使用契約から原則10年間とします。ただし、市の河川敷地占用期間を超えることはできないものとします。

なお、事業の実績を踏まえ、施設使用契約の更新を行うことができるものとします。

(2) 営業時間

営業時間は、原則として午前9時から午後10時までの間で設定すること。ただし、季節、天候、その他やむを得ない理由がある場合や、イベント等の場合はこの限りではありません。なお、夜間（午後8時以降）の営業は周辺の環境に十分に配慮して行ってください。また、定休日を設定し又は変更する場合、あるいは臨時休業等をする場合は、現地での表示やWEB、SNSでの発信など、利用者への周知を図ること。

(3) 地域貢献

住民や市内事業者等と連携する仕組みを構築するとともに、食や景観等の地域資源を活かし、レイクタウンの地域特性に応じた事業を実施すること。

(4) 事業区域の清掃等

- ・事業区域内の清掃、草刈りおよび剪定を行うこと。実施にあたっては、事前に河川管理者へ実施時期や方法を確認すること。また、事業区域周辺の環境美化に努めること。
- ・事業区域内の衛生管理を図ること。また、本事業によって発生したごみ等が区域外に放置されたり、事業区域外の店舗等のごみ箱に大量に遺棄されたりすることが無いよう対策すること。
- ・住宅地に近接した場所であることを考慮し、悪臭、騒音、迷惑行為等が発生しないよう、周知と対策を講じること。

(5) 利用者の安全確保

- ・事故等緊急時には救護等必要な措置を行い利用者の安全確保に努めるとともに、あら

- かじめ施設使用（候補）者と本市で連絡体制を定め、速やかに報告を行うこと。
- ・水上や水際等水中への転落の危険性がある事業を行うときは、利用者に救命胴衣の着用を行うこと。また、事故に備え、救命浮き輪等の救助手段を備えること。

(6) 使用権の譲渡

事業区域内の施設の営業は、施設使用者又は施設使用者が提携・誘致した者のみが行うものとし、それ以外の者に使用権を譲渡することがないようにすること。

(7) 禁止事項

以下の各項目を行う、又は行わせないこと。

- ・事業区域およびその周辺に混乱や危険が生じる行為。
- ・公の秩序又は善良なる風俗を害する恐れがある行為。
- ・集团的、常習的に暴力不法行為を行う組織の利益になる行為。
- ・特定の政治団体、宗教団体の利益になる行為。
- ・勧誘、キャッチセールス等の行為。

(8) 第三者への対応

- ・第三者から苦情等が寄せられた場合は誠実に対応すること。
- ・事業区域内において、自己の営業に起因し、又はこれに関連して第三者に損害があったときは責任を持って解決すること。また、不測の事態に備えて十分な賠償責任保険に加入すること。
- ・損害賠償が発生する事案が発生した場合、市へ速やかに報告すること。

(9) 建築物および工作物等の設置

- ・建築物および工作物は、法令を遵守し設置すること。
- ・新たに建築物および工作物等を設置する場合、市と協議を行うこと。

(10) 法令等の遵守

河川法、建築基準法、消防法、食品衛生法ほか関連する法令等を遵守すること。

なお、現在、大相模調節池は河川管理者である埼玉県から越谷市が包括占用の許可を受け、（仮称）大相模調節池親水公園の利用上のルール等を越谷市公式ホームページで公表しています。

6、施設使用（候補）者の費用負担

(1) 施設の整備および営業等に要する一切の費用

施設の整備および営業等に要する一切の費用の負担は、施設使用（候補）者によるものとします。

<負担する費用の例>

- ・営業準備に関する費用、運営に関する費用、維持管理に関する費用（人件費、材料費、備品購入費、光熱水費等）、損害賠償等保険料
- ・清掃、環境保全、安全確保に関する費用
- ・事業の実施にあたって必要な行政手続きに要する費用
- ・原状回復に関する費用
- ・施設使用（候補）者の責めに帰すべき事由により施設等を損傷した場合の修繕費用

※本事業は埼玉県「Next川の再生『水辺deベンチャーチャレンジ』」に登録し実施しています。本事業においては、埼玉県が事業の実施に必要な河川管理施設（例：デッキ、栈橋など）の整備を行います。

(2) 河川占用料相当額

施設使用者は、毎年度開始後（契約を締結した年度については、契約締結後）速やかに河川占用料相当額を本市に納入すること。なお、河川占用料（本要項の公開時点。今後、変更になる場合があります。）は以下のとおりです。（埼玉県流水占用料等徴収条例による）

- ・建物の敷地の用に供する土地 年額 360円/㎡
- ・工作物の敷地の用に供する土地 年額 160円/㎡
- ・河川敷地を原形のまま占用させる土地 年額 1,500円/アール

7、契約の解除

次の各項目に該当する場合は、施設使用契約を解除するものとします。なお、施設使用契約を解除したときは、既納の河川占用料相当額は返還しません。

- ① 施設使用契約に規定する事項に重大な違反があったとき。
- ② 河川敷地等の占用期間が満了し、事業を終了したとき。
- ③ 河川占用料相当額について施設使用者が納付すべき費用の納付を怠り、かつ、催告を受けても納付しないとき。
- ④ 営業について関係行政庁から許可の取消し又は停止処分を受けたとき。
- ⑤ 市が行う調査に応じず、またその妨害をしたとき。
- ⑥ 施設使用者に起因する問題が発生し、市の申入れを受けないとき又は申入れを受けたにもかかわらず改めないとき。
- ⑦ 河川管理上の支障、河川工事上の支障、その他公益上の支障により河川占用許可の取消等の処分があったとき。

8、原状回復義務

施設の使用期間の満了、又は7の規定による契約解除によって退去する場合は、施設使用

者（契約期間満了後は元施設使用者）が原状回復のうえ明け渡すものとします。

9、損害賠償請求

- ① 施設の使用期間の満了、又は施設使用契約の解除により退去する場合、それを理由に損害の補填又は補償を市、協議会および河川管理者に請求することはできません。
- ② 施設使用者が予想した営業利益を上げられなかった場合、それを理由にその損害の補填又は補償を市、協議会および河川管理者に請求することはできません。

10、契約内容の変更

施設使用者は、施設使用契約の変更を市に申し出ることができます。この場合は、市と協議のうえ、同意を得た内容についてのみ変更することができます。

11、善管注意義務

施設使用者は、善良なる管理者の注意をもって、本業務の遂行にあたるものとします。

12、募集方法

(1) スケジュール

募集要項の公表：令和4年5月30日（月）

事務局窓口での配布時間は、午前9時～午後5時
（5月30日は午後1時から）

事務局：越谷市役所第三庁舎4階 経済振興課

越谷市公式ホームページからもダウンロードできます。

質問書の受付：令和4年5月30日（月）～令和4年6月3日（金）

質問書への回答：令和4年6月7日（火）頃

応募書類の受付：令和4年5月31日（火）～令和4年6月16日（木）

審査結果の通知：令和4年6月末（予定）

基本協定の締結：令和4年7月（予定）

(2) 応募資格

本要項に定める内容および条件等を十分理解し応募してください。また、以下の要件を全て満たすことを条件とします。なお、応募資格の基準日は参加申込書の提出日としますが、基準日以降、審査終了までにいずれかの要件を満たさなくなった場合は応募資格を失うものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。
- ⑤ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与すること等により、直接的又は間接的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらそれらを不当に利用している者
- ⑥ ⑤に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者ではないこと。
- ⑦ 本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- ⑧ 国税、道府県税又は市町村税の滞納がないこと。

(3) 応募方法

令和4年5月31日（火）～令和4年6月16日（木）に、応募書類を全て整えて越谷市経済振興課へ持参してください。（土日を除く午前9時～午後5時）

なお、郵送や宅配便等での提出は受け付けません。また、1者が複数の応募をすることはできません。

(4) 質問および回答方法

募集に関して質問がある場合には、令和4年6月3日（金）午後5時までに質問書（様式1）を電子メールにて送付してください。件名は必ず「大相模調節池水辺活用プロポーザル質問書」としてください。回答は6月7日（火）を目途に越谷市公式ホームページに掲載します。回答内容については、本要項と同等の効力を持つものとします。

なお、電話又はファクスによる質問は受け付けません。また、本募集要項に関係のない質問や単に意見表明と解される内容等と判断したものについては回答しません。

(5) 応募書類

ア 提出書類

1、参加申込書（様式2） 1部	
2、企画提案書（任意の様式） 10部	
提案書の記載項目	内容・備考
①事業全体のコンセプト、事業の安定性・継続性	越谷市およびレイクタウンの歴史や特徴等を活かした事業全体のコンセプトを示した上で、地域の価値を高めるための方向性を提案してください。 ・どのような過ごし方、楽しみ方を提供するエリアとするか ・公共的な空間を活用する視点から考えられる、必要な組織や運営のあり方
②整備内容、良好な水辺と都市空間の形成	レイクタウンの魅力を活かした、あるいは、新たな魅力を創出する空間づくりを提案してください。 ・事業区域全体の活用イメージ（平面図等） ・事業区域内のどこでどのようなサービスを展開するか、具体的な範囲と整備内容 ・「3、事業内容」の「(1) 良好な水辺と都市空間の形成」について具体的な取り組みを提案してください。
③にぎわいの創出	「3、事業内容」の「(2)にぎわいの創出」「(3) 地域との連携による魅力の向上」「(4) 魅力の発信」について具体的な取り組みを提案してください。
④地域との連携による魅力の向上	
⑤魅力の発信	
3、応募者の業務概要（任意の様式） 10部 ※企画提案書に含めることも可とする。	
4、【令和3・4年度越谷市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合】 令和3・4年度越谷市物品等競争入札参加に必要な書類一式（履歴（現在）事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）（写し可）、決算書類（写し可）、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）など） 1部 ※詳しくは埼玉県ホームページの「入札参加資格申請（物品等）新規申請（随時）」のページでご確認ください。	

13、審査について

(1) 選定方法

施設使用候補者（以下「候補者」という。）の選定は、越谷市職員による審査会において行います。

(2) 審査方法

提出された企画提案書等に関するプレゼンテーションおよびヒアリングを実施し、下記「(3) 審査基準」に基づき審査します。得点が最も高い者を施設使用候補者、次点の者を次点候補者とします。プレゼンテーションとヒアリングをあわせて一人につき30分程度行います。なお、配点全体の6割を合格基準点とし、審査の結果合格基準点を満たす者がいないときは、施設使用候補者を選定しないこととします。

審査会の日時、会場等の詳細は、各応募者へ個別に通知します。

(3) 審査基準

提案内容を審査する際の基準は以下のとおりとします。

項目	審査の視点	配点
①事業全体のコンセプト、事業の安定性・継続性	本事業の目的を理解し、達成が期待できる内容や体制の提案となっているか	20点
②整備内容、良好な水辺と都市空間の形成	提案する事業区域全体の活用イメージが明確であり、利用者にとって安全で使いやすく、好感を得られる空間の形成を期待できる提案となっているか 「2、事業方針」の「(1)良好な水辺と都市空間の形成」で目指すこととしている内容の具体的な記述があり、取り組みの実現性や効果が期待できる提案となっているか。	20点
③にぎわいの創出	「2、事業方針」の「(2) にぎわいの創出」～「(4) 魅力の発信」で目指すこととしている内容の具体的な記述があり、取り組みの実現性や効果が期待できる提案となっているか。	20点
④地域との連携による魅力の向上		30点
⑤魅力の発信		10点
合計		100点

14、募集・選定に関する留意事項

- ① 応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできません。
- ② 応募書類の提出後に応募を取り下げの場合は、速やかに応募辞退届（様式3）を市に提出すること。
- ③ 応募者が、次に掲げる事項に該当した時は、その者を選定の対象から除外し、又は施設使用候補者の決定を取り消すことがあります。
 - ・ 応募書類に虚偽の記載があった場合
 - ・ 応募資格を満たしていないことが判明した場合

- ・社会的信用を損なう行為により、応募者が施設使用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと市が判断した場合

15、協定および使用契約の締結

市と施設使用候補者とで下記の「(1) 基本協定」および「(2) 施設使用契約書」について、交渉のうえ、合意に至った場合に締結を行います。なお、締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは、不正と認められる行為等が判明した場合は、次点候補者と交渉します。

(1) 基本協定

本事業の実施に係る基本的な項目と事業期間内において優先的な使用を可能とすることなどを定めるもの。

(2) 施設使用契約書

市が占有する施設の具体的な使用について契約を交わすもの。契約仕様については協議会での意見聴取等を踏まえ、毎年度検討を行う予定です。

16、問合せ先

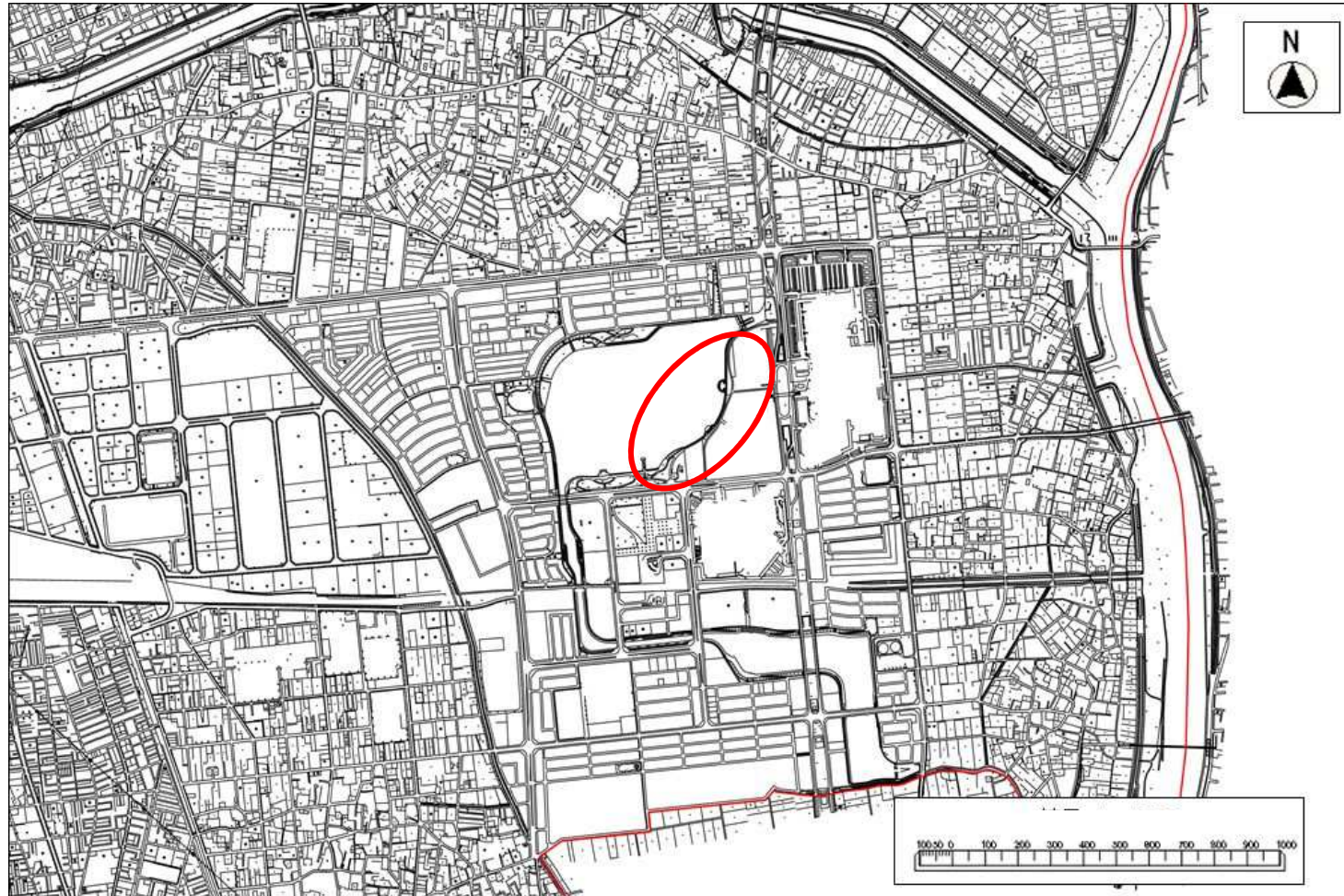
越谷市 環境経済部 経済振興課

〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1 (第三庁舎4階)

電話：048-967-4680 (直通)

電子メール：keizaishinko@city.koshigaya.lg.jp

(別紙1) 対象となる区域 位置図



(別紙1) 対象となる区域 平面図

